

業務名：牛久シャトー株式会社経営コンサルティングおよび実行支援業務委託

令和 8 年 8 月 12 日までに頂いたご質問について以下の通り回答いたします。

本情報は公開情報を基に作成しております。非公開情報かつ本業務の実施に必要な情報につきましては受託事業者と当社、牛久市との守秘義務契約の締結後共有いたします。

ご提案に当たっては本回答及び公開されている情報を基にご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、本回答は各社から頂いたご質問を大項目で分類・並び替えを行っておりますことご了承ください。

番号	大項目（事務局整理）	質問内容		回答
1	指定管理制度・収支構造・費用負担・契約条件	1. 指定管理制度移行後の収支構造	現時点で想定されている指定管理制度への移行後の指定管理料の金額又は算定の考え方、指定管理料の対象となる業務・経費の範囲、及び牛久シャトー株式会社が自主事業として負担すべき業務・経費の範囲をご教示ください。 なお、現行の土地建物賃料等の取扱いについても、上記の整理に含めてご教示ください。	- 指定管理制度移行後の指定管理業務の内容は、牛久市文化観光公園牛久シャトーの設置及び管理に関する条例（令和 7 年 12 月 18 日条例第 33 号）第 11 条（指定管理者が行う業務）をご参照ください。 - 指定管理料の金額は牛久市が算定いたしますが現時点においては検討中です。 - 牛久シャトー株式会社が園内施設を利用して実施するレストラン、BBQ、物販等の営業行為に係る費用は、水道光熱費含め原則として当社の負担である認識です。 - 現行の建物賃料は指定管理制度への移行に伴い、当社が転貸を受けている物件の賃料を除き、牛久市が負担することとなります。
2	指定管理制度・収支構造・費用負担・契約条件	牛久シャトー株式会社 事業再生計画について	経営改善目標 指定管理会計の利益ベースで年間 2 千万円以上との記載がありますが、指定管理会計の利益ベースとはどのようにして算定されている利益指標かご教示ください。	「年間 2 千万円以上」という数字は、事業再生計画の策定にあたり、年間約 2 億円の売り上げを想定した場合、安定的に営業を継続できる目安として、設定したものです。この数字は指定管理業務も含めた会社全体の利益ベースでの目標額をご認識ください。ただし、この目標額については本コンサルティング業務の中で検討していく考えです。
3	指定管理制度・収支構造・費用負担・契約条件	社会経済情勢の変動等に伴う契約条件の見直し協議について	長期の事業期間において、大幅な物価高騰や最低賃金の改定等、急激な環境変化が生じた場合の契約条件の見直し・協議規定は想定されていますでしょうか。	契約内容に関する個別の規定について確約するものではありませんが、契約締結前の協議において確認させていただきます。
4	財務・損益分析・人件費・運営データ	決算状況について	2026 年 3 月 31 日現在、未払費用 323,884,541 円が計上されています。当該未払費用が全額牛久市に対する賃料債務であるか、異なる場合はその内訳及び牛久市に対する賃料債務の額をご教示ください。	- 全額が牛久市に対する賃料債務ではありません。ご質問の未払費用は、牛久市に対する賃料債務のほか、3 月末時点のサービスや役務等に対する未払い費用を含む合計額です。 - 令和 7 年度末における当社の牛久に対する賃料債務の当該額は、311,318,480 円です。 - なお、未払い費用には、牛久市に対する賃料債務、定常的なサービス・人件費等の支払以外の未払費用はございません。

5	財務・損益分析・人件費・運営データ	2. 事業別収益性を分析できるデータの有無	ショップ、レストラン、BBQ、ワイン・ビール製造、施設利用・イベント等について、決算資料に記載された情報以外の実績等（＊）を把握できる資料はございますでしょうか。（＊売上原価、人件費、その他直接費及び共通費配賦等）	- 以下の公表済み資料の範囲でご検討をお願いいたします。このほか非公開情報については、受託事業者との守秘義務契約締結後に共有する予定です。 【決算資料】 ①牛久シャトー株式会社決算資料（全体）（令和1～7年度） ②牛久シャトー株式会社決算資料（全体）B/S、P/L、販管費推移（令和1～5年度分） ③牛久シャトー株式会社決算資料（全体）製造原価報告書（令和3～5年度分） ④牛久シャトー株式会社部門別損益 2024 年 3 月期（R5 年度）※共通費配賦反映アリ ⑤牛久シャトー株式会社部門別損益 2025 年 3 月期（R6 年度）※共通費配賦反映ナシ 【典拠資料】 ①牛久シャトー株式会社ウェブサイト ②③第1回牛久シャトー株式会社事業再生計画策定のための有識者会議資料（30～33 ページ） ④第2回牛久シャトー株式会社事業再生計画策定のための有識者会議資料 2（28 ページ） ⑤牛久シャトー株式会社事業再生計画（14 ページ） 【参考 URL】 ①https://ushiku-chateau.com/company/ ②③https://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1738918866_doc_377_0.pdf ④https://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1744714086_doc_377_0.pdf ⑤https://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1763010572_doc_441_0.pdf 【製造資料】 ①果実酒の仕込製成推移・見込 2023 年（R5 年）～2025 年（R7 年） ②ビールの仕込製成推移・見込 2023 年（R5 年）、2024 年（R6 年） ③発泡酒の仕込製成推移・見込 2023 年（R5 年）、2024 年（R6 年） ④果実酒の販売数量推移 2023 年（R5 年）、2024 年（R6 年） ⑤ビールの推移 2023 年（R5 年）、2024 年（R6 年） ⑥発泡酒の推移 2023 年（R5 年）、2024 年（R6 年） 【典拠資料】 ①～⑥第2回牛久シャトー株式会社事業再生計画策定のための有識者会議資料 2（18～20 ページ） 【参考 URL】 ①～⑥https://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1744714086_doc_377_0.pdf
6	財務・損益分析・人件費・運営データ	財務諸表について	現在公開されている決算書以上のより細かな財務諸表はどこまで共有いただけますか。	質問 5 の回答をご確認ください。
7	財務・損益分析・人件費・運営データ	決算状況について	月次での部門別損益分析の実施状況をご教示ください。	毎月の各部門売上高等の管理は実施しておりますが、詳細な分析を目的とする定常的な月次決算は実施しておりません。現在システムの導入を進めており、今後環境が整う見込みです。
8	財務・損益分析・人件費・運営データ	決算状況について	製造原価報告書の労務費に含まれる「賃金」の対象者数をご教示ください。	- R8 年 3 月 31 日時点において、7 人です。 - なお、令和 8 年 8 月時点においては 6 人です。
9	財務・損益分析・人件費・運営データ	決算状況について	販管費に含まれている「販売員給与」の対象者数をご教示ください。	- R8 年 3 月 31 日時点において、30 人です。 - なお、令和 8 年 8 月時点において、31 人です。

10	財務・損益分析・人件費・運営データ	現地従業員の人数運用体制に関する指定・制約の有無について	現在の各拠点（レストランキャノン、BBQ、ショップ、醸造、本部）の既存従業員の人数は正社員、パート・アルバイト、その他雇用、等、各拠点・所属の雇用形態毎の人数や契約内容の概要をご教示いただけますでしょうか。 また、運営改善および実行支援を推進するにあたり、牛久シャトー株式会社で雇用されている既存の現地スタッフ・従業員の勤務体制に関して、あらかじめ定められた制約や指定事項はございますでしょうか。	- 令和8年8月時点の各部門の従業員構成は以下の通りです。 総務企画部 正社員2名 パート・アルバイト5名 料飲部 正社員4名 パートアルバイト11名 販売部 正社員2名 パート・アルバイト7名 製造部 正社員3名 パートアルバイト3名 - 当社スタッフ・従業員の勤務体制に関し法令に定められた要件を除き制約や指定事項はありません。本業務は、当社の経営の目指す方向性を明確にし、一人一人に定着させながら主体的に収益の向上と財務基盤の強化に取り組むものであることを踏まえ運営改善、実行支援をお願いいたします。
11	財務・損益分析・人件費・運営データ	全般的内容について	年間来園者数 ・上記来園者数のうち観光客と地元住民のそれぞれの人数 ・観光客のうち、日本人及び外国人のそれぞれの人数	- 年間来園者数は、以下の通りです。 令和5年度：約23万9千人 令和6年度：約30万3千人 令和7年度：約32万3千人 - 観光客と地元住民の別や国籍別の人数については集計しておりません。
12	集客・需要分析・再生計画・改善施策	3. 指定管理化・整備基本構想に伴う市の投資	本業務で検討・提案する施設・設備投資等を伴う施策について、令和8年度下期中の実行、又は令和9年度当初予算への反映を想定されているものはありますでしょうか。 令和9年度当初予算への反映を想定されている場合、予算編成との関係から、受託者に投資計画・概算事業費等の提示を求める時期の目安をご教示ください。 また、令和8年度中に策定着手予定の「牛久シャトー整備基本構想」と、本業務で策定する経営計画・投資計画との連携時期について、現時点でのお考えをご教示ください。	- 牛久市としては、現在牛久シャトー園内の桜の老朽化問題に対応するため、一部更新を実施しておりますが、今後大規模な樹木診断を検討しております。なお、桜を含む園内樹木の保全・更新については診断結果を踏まえ整備基本構想の中で整備方針を示す予定です。 - このほか、現時点で令和8年度下期中の実行、又は令和9年度当初予算への反映を想定しているものはございませんが、今回提案いただくコンサル業務の内容、市が定める整備基本構想を踏まえ、優先度、財政状況に鑑みながら文化観光公園として必要な整備を検討してまいります。 「牛久シャトー整備基本構想」の策定は今年度中を予定しており、策定に当たっては受託事業者のご提案も踏まえ検討を進めてまいります。連携時期については今年度末を予定しております。
13	集客・需要分析・再生計画・改善施策	外部コンテンツ・企画催事等の実施時における許認可・費用分担の考え方について	集客強化に向けた企画催事やコラボレーション企画を実施する際、各種許認可の取得や初期費用の分担について、発注者側と受託者側の標準的な役割整理の考え方はございますでしょうか。	- 現時点で標準的な役割整理の考えはありません。 - 仕様書上、本業務は当社が実行する誘客企画の提案・実行支援を想定していることから原則的に各種許認可の取得や費用の負担は当社の役割と認識しております。 - ただし、ご提案の内容によっては実行の効率性や確実性に鑑み、発注者と受託者間で役割分担を行うことを排除するものではございません。
14	集客・需要分析・再生計画・改善施策	売上金管理・決済インフラの運用ルールおよび変更の自由度について	決済システム（キャッシュレス・POSレジ等）の更新や、売上金の回収・精算運用について指定のルールはございますでしょうか。新たなPOSレジ等の導入の際の資産等の所有区分は委託者側になる認識でよろしかったでしょうか。	- 決済システム（キャッシュレス・POSレジ等）の更新や売上金管理・精算運用に関し、指定のルールはございません。業務改善・効率化等の観点から新たなシステム導入の提案を妨げるものではございません。 - 資産等の所有区分については、当社が自己の費用をもって導入したものに関してはご認識の通りです。
15	集客・需要分析・再生計画・改善施策	現行の販売・在庫管理データの引継ぎおよびシステム連動の可否について	既存の販売管理・在庫データの仕様開示および将来的なシステム連携の可否についてご教示いただけますでしょうか。	- 既存の販売管理・在庫データの仕様等については、受託事業者と守秘義務契約を締結したうえで開示可能です。 - 将来的なシステム連携については、現時点で確約するものではありませんが、ご提案の内容や連携方法・データ範囲等仕様を踏まえたうえで判断いたします。
16	集客・需要分析・再生計画・改善施策	仕入ルートの見直しおよび調達コスト削減施策の適用自由度について	原価管理および収益改善に向け、受託者の既存ネットワークや調達ノウハウを活用して食材・備品等の仕入ルートの見直しを行うにあたり、既存契約等による制限はございますでしょうか。	- 実行に当たっては、既存契約や運用の観点から実施可否を判断することになりますが、見直しに当たっては特段の制限はございません。 - 牛久シャトー株式会社事業再生計画「3-4. 牛久シャトー株式会社における経営改善（25～26ページ）」に各部門の経営改善にかかる具体的検討事項として牛久市産品、茨城県産品の品揃え拡

				大、地元食材料理提供が示されております。仕入れルートの見直しに当たっては本計画や所有者との関係性もご留意ください。
17	集客・需要分析・再生計画・改善施策	ショップ取扱商品における既存仕入・仕入れ契約上の制約の有無について	現在ショップで販売している商品・アイテムに関して、仕入数量や契約期間等において継続が求められる制限・取り決め等はございますでしょうか。	- 所有者の製造商品、関係企業・団体との関係から取り扱いを継続したい商品はございます。さらに、姉妹都市・友好都市等牛久市との関係からも将来的な取り扱いのご検討をお願いしたい商品がございます。 - ご提案に当たっては、牛久シャトー株式会社事業再生計画「3-4. 牛久シャトー株式会社における経営改善（25～26 ページ）」に各部門の経営改善にかかる具体的検討事項として牛久市産品、茨城県産品の品揃え拡大、地元食材料理提供が示されており、本計画や所有者との関係性もご留意ください。
18	集客・需要分析・再生計画・改善施策	物販商品の販売価格設定における指定・制約の有無について	オリジナル商品および一般仕入商品における販売価格（定価・割引等の設定）に関して、行政・発注者側での指定や制約はございますでしょうか。	- 一部の商品（アニメコラボグッズや日本遺産関連グッズなど）について割引できない商品がございます。 - ご提案に当たっては、牛久シャトー株式会社事業再生計画「3-4. 牛久シャトー株式会社における経営改善（25～26 ページ）」に各部門の経営改善にかかる具体的検討事項として牛久市産品、茨城県産品の品揃え拡大、地元食材料理提供が示されており、本計画や所有者との関係性もご留意ください。
19	集客・需要分析・再生計画・改善施策	全般的内容について	集客のためにこれまで実施してきた施策の内容、実施時期、実施期間、効果（売上や来園者数の増減など）	- 牛久シャトー事業再生計画に示された対応策を含め以下の実施により、令和7年度においては来園者、売上高ともに前年比増となったと認識しております。 令和7年度中の主な改善策として、 - 牛久市が舞台となったアニメとのタイアップによるオリジナルグッズの販売、主力商品の価格改定 - レストランにおける新メニュー提供・価格改定 - BBQ の利用条件の見直し（20 名以上から 4 名以上に緩和）、軽食サービスの提供開始 - 季節限定のビアホールの実施 など
20	集客・需要分析・再生計画・改善施策	発注者側で現在着手している。または、検討中の新規施策や優先して推進したいと検討している事項の有無について	現在、牛久シャトーまたは牛久市において、現在着手している改善施策、優先的に推進を検討している施策、優先的に着手したい事項等がございましたら可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	- 当社が実施している改善施策については質問 19 の回答をご確認ください。牛久市が講ずる施策については、牛久シャトー株式会社事業再生計画「3-2. 市が講ずる事業再生策（21～22 ページ）」をご確認ください。 - 優先事項については、業務仕様書の「目的」（以下抜粋）に記載の通りです。 - 牛久市のシンボルである牛久シャトーを次代へ継承し、市民が身近に感じ、愛される存在として維持していくため、牛久シャトー株式会社の収益力の向上及び財務基盤の強化を図り、安定的且つ持続的な経営体制を構築支援することを目指し、全体コンセプトの提案をはじめ、収益向上策の提案及び実行とロードマップの策定及び伴走支援により、経営改善を支援することを目的とする。
21	集客・需要分析・再生計画・改善施策	「牛久シャトー株式会社 事業再生計画のポイント（2025 年 10 月 29 日・牛久市）」について	レストラン部門の稼働率が低い理由や、レストラン部門でランチよりもディナーの稼働率が低い理由について、主な要因をどのように分析されているかご教示ください。	- 牛久シャトー事業再生計画「3-1. 債務超過に陥った要因とその対応策（18～20 ページ）」もご参照ください。 - このほか、2025 年 4 月 15 日に実施された第 2 回牛久シャトー株式会社事業再生計画策定のための有識者会議資料（12～13 ページ） https://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1744714086_doc_377_0.pdf）もご確認ください。
22	集客・需要分析・再生計画・改善施策	「牛久シャトー株式会社 事業再生計画のポイント（2025 年 10 月 29 日・牛久市）」について	「4. 経営改善」として「売店部門への直売機能の導入」と記載されていますが、当該売店部門は、「2. 現状」に記載されている「ショップ部門」とは異なる意味でしょうか。また、売店部門へ直売機能が未導入であるとする、どのような運営形	- 売店部門とショップ部門は同じものとご認識ください。 - 直売機能に関する情報については、牛久シャトー事業再生計画（19p.4(1), 22p.3-2(3), 25p.3-4(3)）をご参照ください。

			態がとられていますでしょうか。直売機能の導入の具体的な意味をご教示ください。	
23	集客・需要分析・再生計画・改善施策	牛久シャトー株式会社 事業再生計画について	「市民の声」はどのように把握されたものでしょうか。令和 7 年 3 月 18 日から 4 月 18 日まで実施された「住民等からの意見公募」のみによるものでしょうか。	・ ご認識の通りです。
24	集客・需要分析・再生計画・改善施策	牛久シャトー株式会社 事業再生計画について	レストラン及びショップの営業継続を求める署名（310 団体、22,892 筆）について、団体種別、地域、業種その他の属性の内訳を可能な範囲でご教示ください。	・ レストラン及びショップの営業継続を求める嘆願書や署名は地元の商店街店主や市民を中心に集められたものですが、属性については把握しておりません。
25	施設・遊休施設活用	休眠施設の再開における初期設備修繕・更新の負担区分について	現在休眠状態にある施設（テラス・ドゥ・オエノン等）の再稼働・有効活用にあたり、営業開始に必要な主要な厨房設備、給排水、空調等の修繕・更新費用は、施設所有者または賃借人等の牛久市、牛久シャトー側の負担範囲となる認識でよろしいでしょうか。	・ 経営改善のためには、一定程度の設備改修など投資が必要であり、必要な設備改修については、公募企業の提案等も踏まえ、所有者の理解・協力を得て、当社及び市で協議します。
26	施設・遊休施設活用	土地建物等の権利関係者（賃貸人等）との協議・調整窓口について	施設・土地の賃貸借や管理境界に関わる協議が生じた場合、受託者は発注者を介して調整を行う形となりますでしょうか。	・ ご認識の通りです。 ・ ただし、本業務は業務仕様書に記載の通り伴走型のご支援をお願いするものであることから、各種施策の調整・実行に係る交渉や打ち合わせにもご同席頂くこともご留意ください。
27	施設・遊休施設活用	園内屋外エリアを活用した催事・イベント企画の権限と実施範囲について	園内の賑わい創出を目的に、屋外広場や未活用スペースを活用したイベントや催事の企画・実施を行うことは可能でしょうか。	・ 可能です。 ・ ただし、実施に当たっては、法令、文化財上の配慮、安全管理、一般来園者への配慮、関係者等との協議・調整が必要となることをご認識ください。
28	施設・遊休施設活用	全般的内容について	遊休施設についての施設面積以外の仕様（電気・ガス、厨房の有無、用途変更の可否その他の活用上の制約等）	・ 遊休施設の仕様については以下の通りです。 蜂蜻軒：電気・ガス・厨房設備 チャペル：電気・トイレ（水道） バーベキュー売店：電気・水道 ブルワリー前売店：電気・水道 ・ ただし、これらの設備は老朽化が進んでいるものもございます。修繕含め現状を踏まえ活用のご提案をお願いいたします。 ・ 遊休施設を含む各物件は賃貸借契約書第 6 条（使用条件）の原則上、現状のまま使用することとされており、変更等の必要が生じた場合牛久市もしくは所有者の許可が必要となります。 ・ 当社と牛久市の賃貸借契約の内容については、2025 年 2 月 7 日に実施された有識者会議資料（19 ページ）参考 1 牛久シャトー賃貸借契約書 (https://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1738918866_doc_377_0.pdf) をご確認ください。 ・ 牛久市と所有者の賃貸借契約の内容については、2025 年 4 月 15 日に実施された有識者会資料（35 ページ）参考 6 牛久シャトー賃貸借契約書 (https://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1744714086_doc_377_0.pdf) をご確認ください。 ・ ・上記のほか、遊休施設の位置、既存建物の用途変更の可否については、牛久シャトー株式会社事業再生計画「（4）施設概要（8 ページ）」もご確認ください。

29	施設・遊休施設活用	全般的内容について	再生計画の実施に当たって、これまでの経緯や取引状況等から改善することができない事項の有無（国指定重要文化財の目的外使用や構造変更など以外で）	・ ご認識の通り、国指定重要文化財の目的外使用や構造変更など以外ではありません。 ・ ただし、当社は、牛久市との賃貸借契約第1条（契約の目的）に基づき国指定重要文化財の保存活用を図るため各種事業を展開しております。改善可能な個別施策についても無条件で取り組めるわけではなく、法令、文化財上の制約、賃貸借契約、現場運営上の条件等を踏まえ、個別に判断していく必要がある点ご認識ください。 ・ 賃貸借契約書の内容については、質問28の回答をご確認ください。 ・ なお、既存建物の用途変更の可否については、牛久シャトー株式会社事業再生計画「（4）施設概要（8ページ）」に記載の情報もご確認ください。
30	施設・遊休施設活用	日常修繕と大規模施設修繕の費用負担境界および対応手順について	日常的な維持管理に伴う軽微な修繕と、施設価値維持・回復を目的とする主要設備の更新・修繕について、負担区分の境界基準や緊急時の対応手順に関する指定ルールまたは想定されている境界基準等はいかがでしょうか。	・ 賃貸借契約書上、現状設置されているすべての既存設備の一般的な故障・修理・メンテナンス等は賃借人である牛久シャトー株式会社（第18条）の負担となります。 ・ 負担区分の境界基準等について明確な規定はございませんが、園内建物等物件の構造上の維持・管理は所有者の負担となります。 ・ 令和9年度4月以降（指定管理制度移行後）は、基準を設けてまいります。 ・ 当社と牛久市の賃貸借契約書の内容については、質問28の回答をご確認ください。
31	施設・遊休施設活用	休眠施設・遊休エリアの業態転換や用途変更に関する柔軟性について	休眠中の施設や空間の有効活用に向けて、柔軟な業態転換やリノベーション提案を行うことは可能でしょうか。	・ 可能です。ただし、質問28及び質問29の回答もご確認ください。
32	施設・遊休施設活用	施設について	売店の2階スペースは現在どのように利用されていますか。	・ 売店部門の事務室として利用しています。
33	ワイン醸造・他業務との役割分担	ワイン醸造コンサルティング業務との役割分担について	仕様書5-1(2)④及び12(2)では、貴社が別途契約しているワイン醸造コンサルティング業務との整合を図ることとされています。当該業務について、受託者、委託期間及び業務範囲、本業務との役割分担、業務上の調整方法並びに共有可能な成果物及び情報の範囲をご教示ください。	・ ワイン製造及び醸造用葡萄栽培に係るコンサルティング業務は当社のワイン事業における品質向上及び経営基盤の強化を図るとともに、持続的な事業発展を実現することを目的として、次に掲げる事項の達成に向けて実施するものです。 ①消費者の嗜好に応じたワインの製造 ②ワイン年間醸造量の増加 ③ワインラインナップの増加 ④令和9年度以降の栽培・醸造に関する指導 ・ 受託者は、安蔵正子氏ほか1名です。安蔵氏は山梨大学卒業後、丸藤葡萄酒工業(株)に勤務。フランス・ボルドーに4年滞在し、サンテミリオンで栽培・醸造を研修、ボルドー大学でワイン資格を取得。帰国後も丸藤で栽培・醸造を担当し、2022年に独立、自身のワイナリーを設立された（Cave an ウェブサイトより）、著名な葡萄栽培兼ワイン醸造家です。 ・ 委託期間は、令和9年3月31日まで（ただし、更新の可能性あり）です。
34	ワイン醸造・他業務との役割分担	既往のワイン醸造コンサルティング業務との役割分担について	既に別途契約されている「ワイン醸造コンサルティング業務」との連携にあたり、醸造技術面以外の「営業・販売・商品企画・全体経営改善」に関わる分野は、本業務の対象範囲となる認識でよろしいでしょうか。	・ ご認識の通りです。醸造コンサルティング業務の詳細については質問33の回答もご確認ください。
35	ワイン醸造・他業務との役割分担	自社製造（ワイン・ビール等）および園内ブドウ栽培の現状と想定上限について	醸造施設における現在の年間生産量および施設上の最大製造能力についてご教示いただけますでしょうか。また、園内におけるブドウ栽培の現在の規模と、敷地運用上の拡張可能性についてご教示ください。	・ 牛久シャトー株式会社事業再生計画「（6）ビジネスモデル（9ページ）」の表中の情報をご確認ください。 ・ 現在、試験栽培含め栽培している葡萄圃場の総面積は約4,500㎡です。条件が整えば敷地内の拡張は可能です。ご提案の内容を踏まえ適宜協議をしながら判断いたします。
36	応募資格・審査・プレゼン関連	共同事業体について	株式会社と個人事業主での共同事業体としての参加は可能でしょうか。	・ 共同事業体としての参加は可能です。

				・ この場合、様式 A・B 等必要書類のご提出が必要になります。また、共同事業体として本プロポーザルの参加資格要件を満たす必要がありますので、募集要項「7. 参加資格（3～4 ページ）」をご確認の上ご応募をお願いいたします。
37	応募資格・審査・プレゼン関連	評価項目「支援業務実績」における類似事業実績の評価対象範囲について	実績評価において、純粋なコンサルティング実績に加え、商業施設や公共・公園施設等の再生支援・実運営実績も評価対象に含まれるでしょうか。	・ 本業務と同種又は類似性が認められる実績であれば、評価対象になり得ます。
38	応募資格・審査・プレゼン関連	プレゼンテーション審査時の実施環境・持ち込み機材について	プレゼンテーション審査において、標準機材以外の補足資料・デモ物品等の提示や出席体制に関する規定（上限人数等）はございますでしょうか。	・ プレゼンテーション審査については、募集要項「11. プレゼンテーション審査（6 ページ）」に示しているとおりです。 ・ 出席人数については、応募に当たりご提出いただく「プレゼンテーション審査出席者報告書（様式第 7 号）」にて 5 名程度を上限に想定しております。 ・ 審査における公平性の観点からご遠慮いただく場合がございますが、本要項に規定のない事項については事前にご相談をお願いいたします。